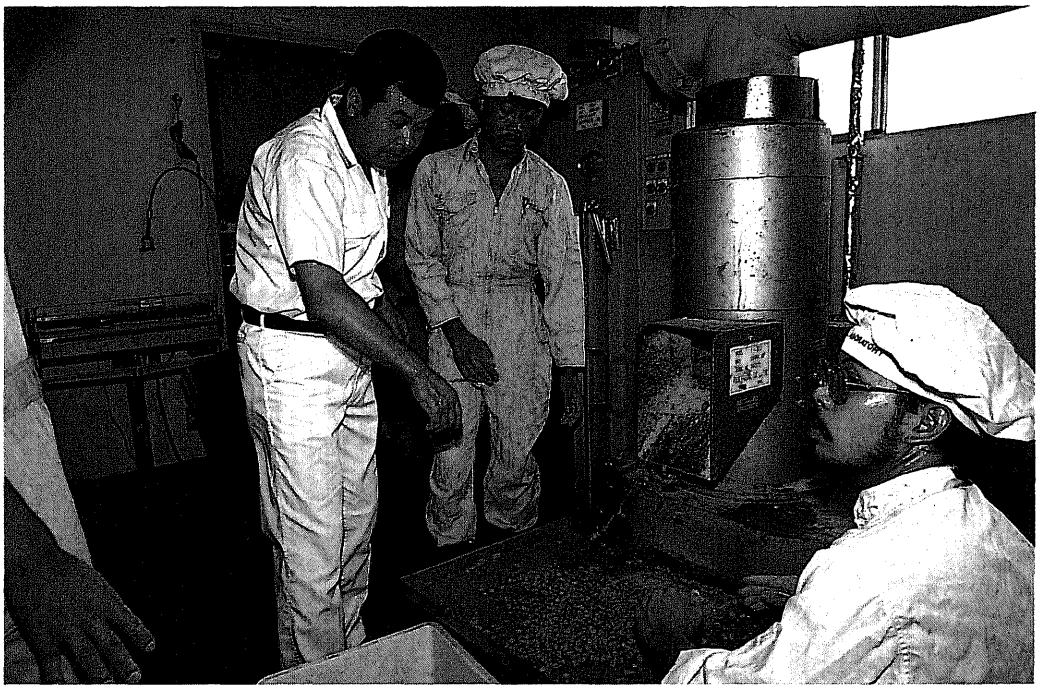

動物医薬品検定センター(インドネシア・プロジェクト方式技術協力)

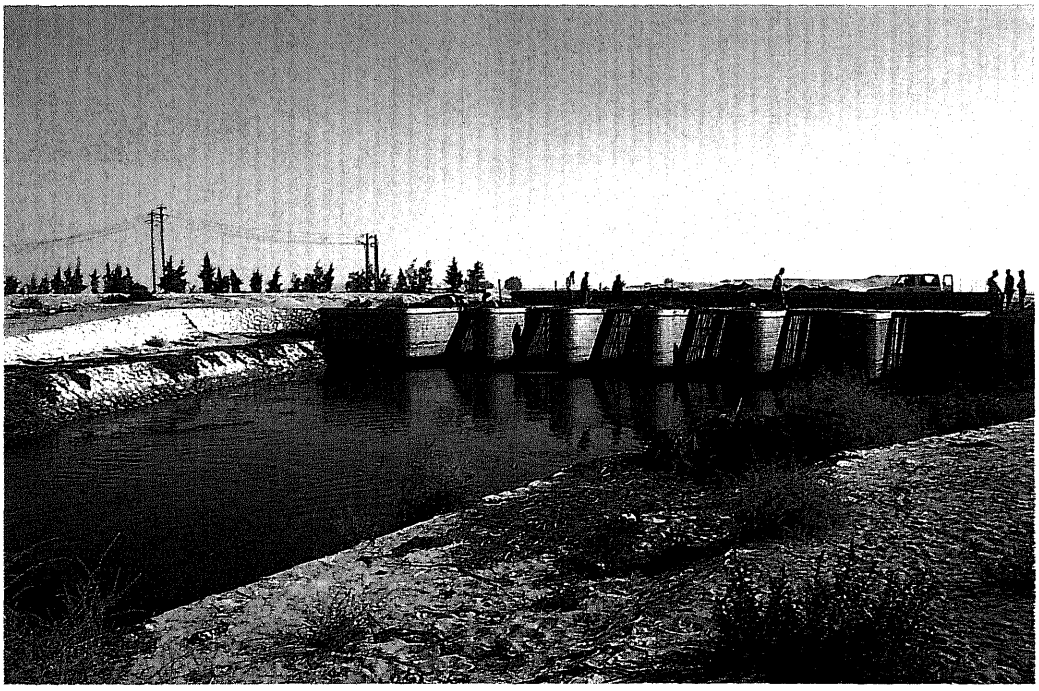

北シナイ農村総合開発計画調査(エジプト・開発調査)

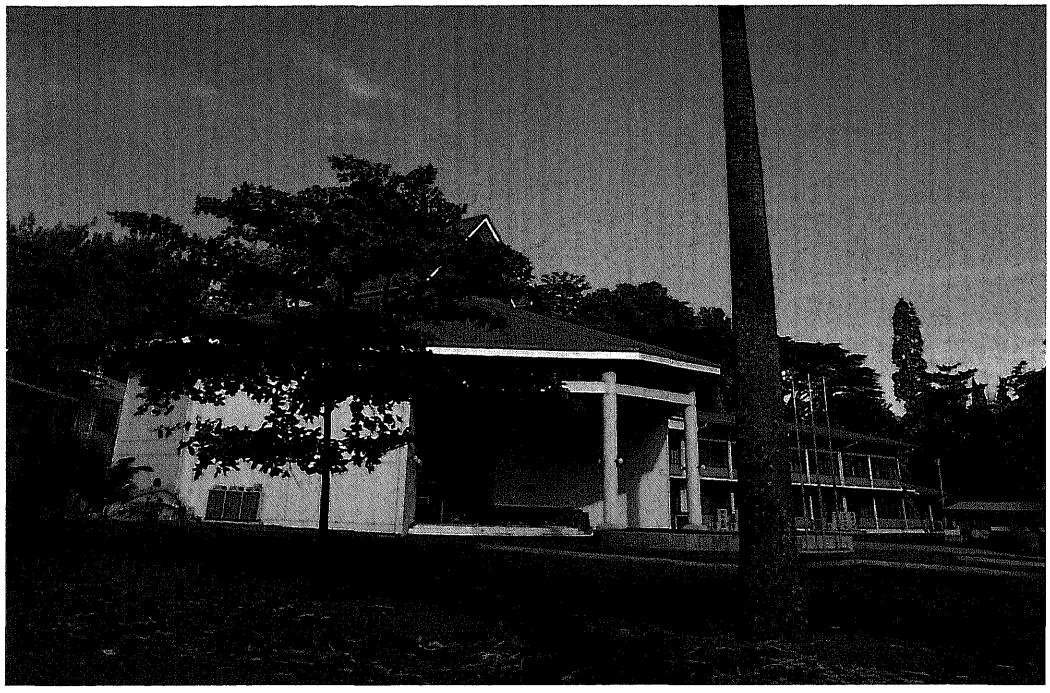

国立森林研究所(フィジー・無償資金協力)

放射線技術の指導(ドミニカ共和国・青年海外協力隊)

海外移住研修生OB（ブラジル・海外移住）

アルメニア地震援助隊派遣（ソヴィエト連邦・国際緊急援助）

第１章

国際協力事業団とその事業

◉第１節　国際協力事業団の沿革◉

国際協力事業団（英文名Japan International Cooperation Agency，略称JICA）は，開発途上地域などの経済及び社会の発展に寄与し，国際協力の促進を図る目的をもって，昭和49年８月１日，国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）に基づいて設立された特殊法人である。事業団はそれまで政府ベースの技術協力を実施してきた海外技術協力事業団（昭和37年設立）の業務と，海外移住事業を実施してきた海外移住事業団（昭和38年設立）の業務を引き継ぐとともに，財団法人海外貿易開発協会の業務の一部及び財団法人海外農業開発財団のすべての業務を継承し，また，新たに開発協力事業及び人材の養成・確保事業を加えて発足した。その後，昭和53年には無償資金協力促進事業，さらに昭和62年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく海外における大規模災害に対する緊急援助活動が事業団の新しい業務として加わり，現在に至っている。

◉第2節　事業の概要◉

国際協力事業団（JICA）の主な事業は以下のとおりである。

第1　技術協力事業

条約，その他の国際約束に基づく①研修員受入，②専門家の派遣，③機材供与，④開発調査（開発計画のためのマスタープラン作成，または特定プロジェクトの基礎的調査）及び⑤プロジェクト方式技術協力としての技術協力センター，保健医療協力，人口・家族計画協力，農林水産業協力，産業開発協力の各事業。

第2　人材の養成・確保事業

技術協力などに携わるにふさわしい人材を養成・確保するため，諸制度の整備及び各種の研修を実施するとともに，技術移転に必要な調査研究及び情報の整備提供を行う事業。

第3　無償資金協力事業

外務省所管の二国間無償資金協力のうち，一般無償援助と水産関係援助，及び大蔵省が所管し，外務省が実施を委託されている食糧増産援助について，その円滑で効果的な実施に必要な①基本設計調査等の事前調査及び②無償資金協力の実施に関する政府間取極め（E/N）締結後に行われる相手国政府とわが国企業との間の契約に関し，調査，斡旋，連絡などの促進業務を行う事業。

第4　開発協力事業

わが国の民間企業などが開発途上地域の社会開発，農林業，鉱工業の開発に協力する際に当該地域の開発，民生の向上に資する目的をもって，これらの民間プロジェクトに対し，①長期・低利な資金の供給（開発投融資），②必要な調査の実施，③専門家派遣，研修員受入等の支援を行う事業。

第5　青年海外協力隊事業

開発途上地域の住民と一体となって，その地域の経済及び社会の発展に貢献することを目的とした海外での青年の協力活動を促進する事業であり，海外協力活動を志望する青年の募集，選考，訓練，派遣，海外協力活動に関する知識の普及，及び国民の理解の増進に必要な業務を

行う事業。

第6　海外移住事業

海外への移住者（希望者）に対する援助及び指導などを国の内外を通じて一貫して行うための，①移住知識の普及・相談，②移住者の渡航に関する業務，③移住者（希望者）の訓練・講習，④移住者・日系人の援助指導等を行う事業。

第7　国際緊急援助事業

海外，特に開発途上国における大規模な災害に対し，被災国もしくは国際機関の要請に応じ緊急援助活動を行う国際緊急援助隊（JDR，Japan Disaster Relief Team）の派遣，援助物資の供与等を行う事業。（従来より，わが国は，海外で大規模な災害が発生した場合には，被災国が緊急に必要とする資金の供与，医療チームの派遣等により対応してきたが，昭和62年9月16日付で「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が公布・施行されたのに伴い，救助チームの派遣を含む，より総合的な形での国際緊急援助体制が整備された。）

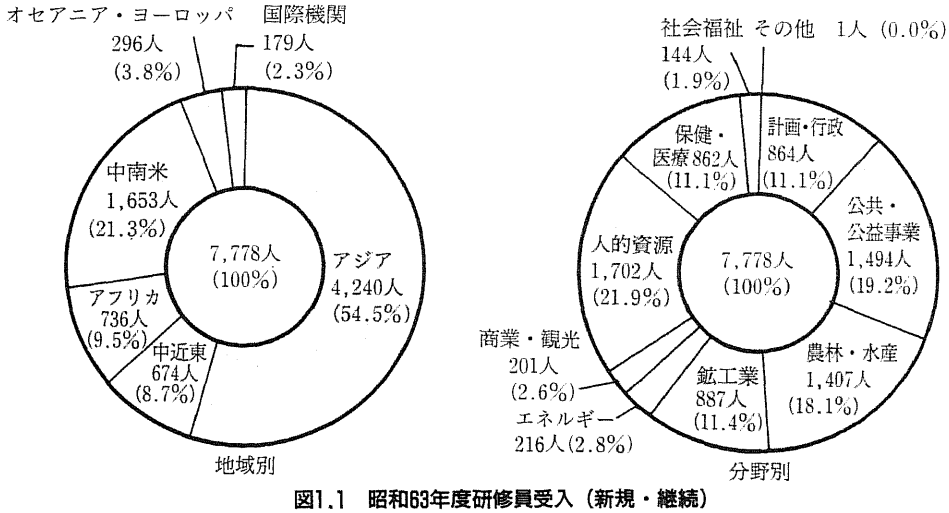

図1.1　昭和63年度研修員受入（新規・継続）

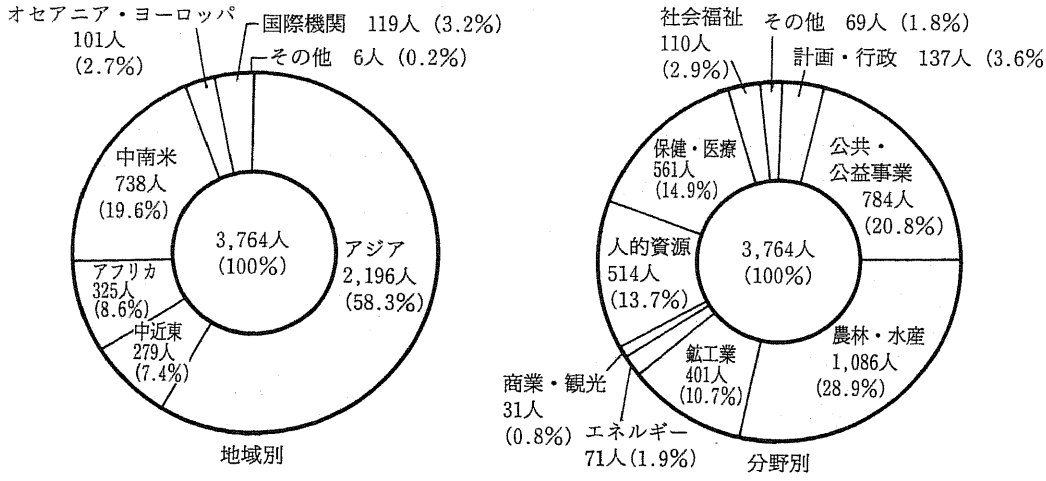

図1.2　昭和63年度専門家派遣（新規・継続）

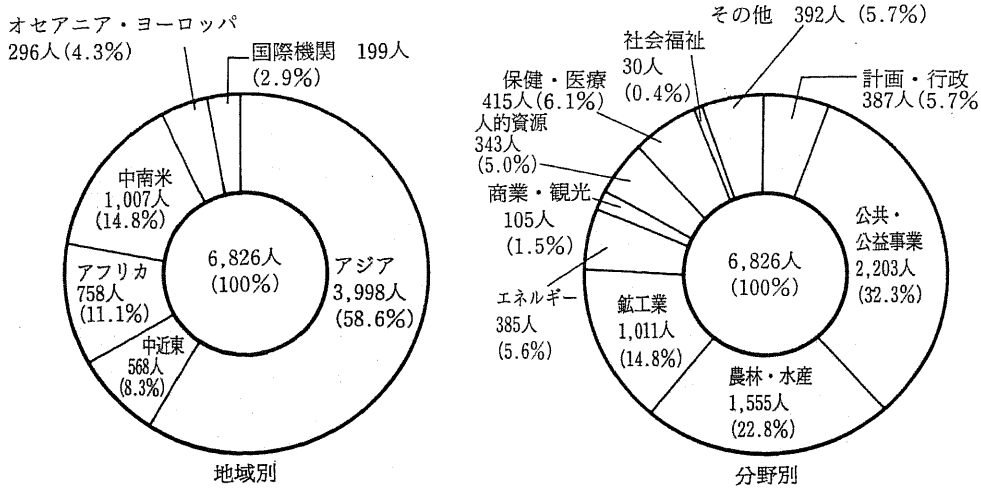

図1.3　昭和63年度調査団派遣（新規・継続）

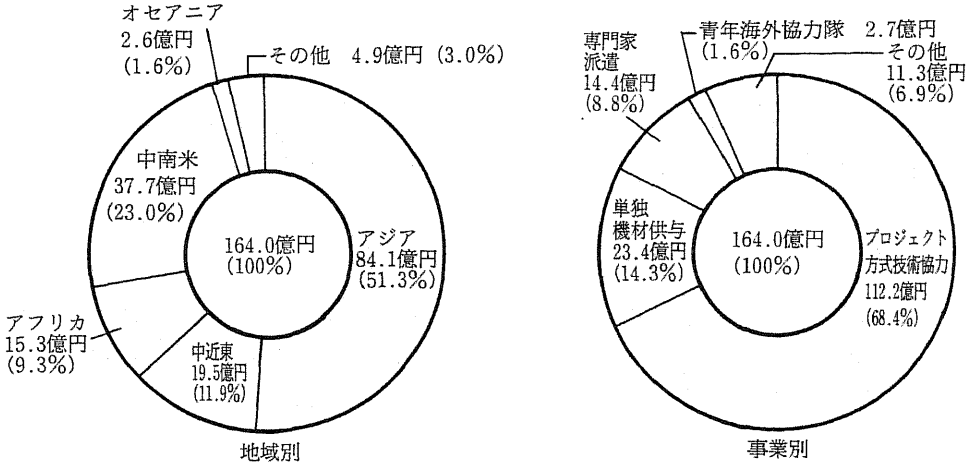

図1.4　昭和63年度機材供与（新規・継続）

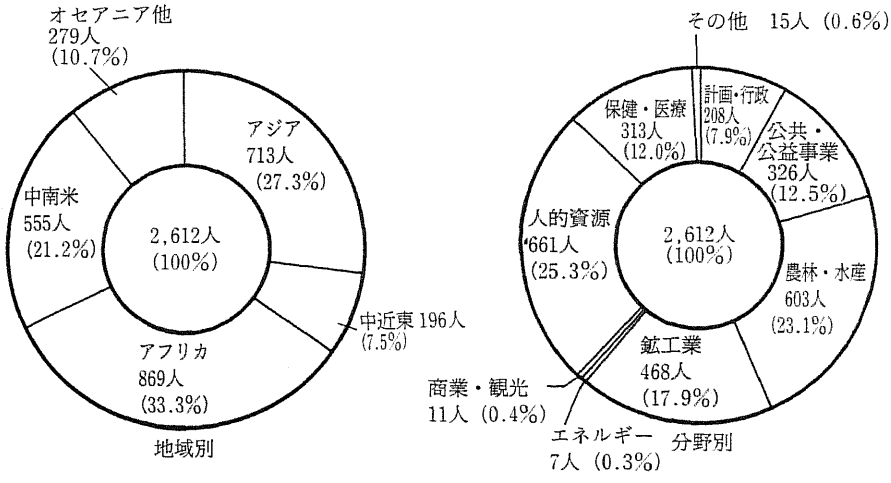

図1.5　昭和63年度協力隊派遣（新規・継続）

◉第３節　わが国の政府開発援助（ODA）◉

第１　わが国のODAをめぐる最近の情勢

昭和63年，わが国のODA実績は91億3400万ドルで，対前年比22.5％の増加となり，この結果，量的にみるとわが国の援助額は昭和62年同様，米国に次ぎ世界第２位となった。DAC（開発援助委員会，OECDの下部機関）加盟諸国のODA総額に占めるわが国のODAの割合も，昭和62年の17.9％から18.2％へと上昇した。また，質の面でもODAの対GNP比は昭和62年の0.31％から0.32％へと改善され，DAC加盟国18カ国中の順位は第13位となり，サミット参加国中では米国を上回ることとなった。

これは，近年，わが国がODAによる貢献を国際社会において果たすべき最も重要な役割のひとつと位置づけ，積極的に努力してきたことによるもので，厳しい財政状況のもと，予算面でも格段の配慮が払われ，昭和57年度以降一般歳出の伸び率が１％台に抑えられているなかで，一般会計ODA予算は６割増と，毎年予算全体のなかで最大の伸び率を確保してきた。特にこの数年は，円高の影響もあり，わが国のODA量は主要援助国のなかで突出したともいえる伸び率を示しており，昭和63年度についても，ODA事業予算は総計約100億ドルで，制度の違いから単純な比較はできないとはいえ，これは規模のうえで米国の1988/89予算年度の予算額約87億ドルを上回る額となっており，実績でも，近いうちに米国を抜いてわが国が世界一の援助国になることは確実と言える。

しかし，開発途上国のなかには，一次産品価格の低迷，累積債務の深刻化などにより，今日なお経済的困難に直面している国も多く，わが国がODAを通じて国際社会に果たすべき役割はさらに重要なものとなっていることから，わが国は昭和63年５月の竹下総理（当時）訪欧の際に明らかにされた「国際協力構想」の三本柱のひとつとしてODAの拡充を打ち出し，同年６月のトロント・サミットを機に，その具体策として「５年間500億ドル以上のODA実施」を目標に掲げた「第４次中期目標」を公表した。

こうした努力により，昭和29年のコロンボ・プラン（注1）加盟によりスタートしたわが国の援助は，今や内外で高い評価を受けるに至っており，昭和63年６月のDAC合同審査会合においても，日本はここ１～２年の間に米国を抜いて世界最大の援助供与国となるとの予想が明らかにされた。

一方，欧米諸国についてみると，近年，各国のODA実績額は，財政削減のなかで総じて伸び悩んでおり，これまで世界最大の援助国として途上国の開発問題に主導的な役割を果たしてきた米国も，財政赤字の深刻化に伴い，援助関係予算の削減，援助関係要員の縮小を余儀なく

されている。こうした状況のなかで，GNPが世界の1割を超し，773億ドルの経常収支黒字（昭和63年）を抱えるわが国には，援助のリーダー国のひとつとして，より積極的なイニシアチブをとり，その国力にふさわしい役割を果たすことが求められており，ほかの援助国及び被援助国からのわが国に対する期待はますます高まっている。

第2　わが国のODAの特徴と最近の主な施策

わが国の二国間援助システムは，有償資金協力（円借款），無償資金協力，技術協力を3つの柱とし，それぞれ種々のプログラムを用意し，途上国の要望にきめ細かく対応できるようになっており，政府ベースの技術協力については国際協力事業団が一元的にこれを実施している。

援助の対象国は，アジア，中近東，アフリカ，中南米，オセアニア，ヨーロッパなど，世界の各地域に及んでいるが，わが国は特に，援助が開発のための援助であるという点と，途上国の自助努力を側面から支援するという点に重きを置き，従来よりこれをわが国援助の基本的な考え方としてきた。さらに，最近はODAの量の拡大のみにとどまらず，より質の高い援助，より広い視野に立った援助，より機能的・効果的援助を目指してさまざまな施策を講じており，途上国からの多様な要請に応える努力を払っている。

特に，アフリカ地域など後発開発途上国（LLDC）については，近年，経済危機がますます深刻化しているため，わが国は速効的効果が期待できるノン・プロジェクト無償援助を昭和62年に初めて導入し，あわせて各種の緊急対策の実施を決めるなど，LLDC諸国に対する支援策を積極的に強化している。

また，途上国の経済的自立を支援するうえで重要な役割を果たしている円借款については，その質的改善を求める国際的論議が依然活発であることから，わが国は昭和63年4月，円借款金利の平均0.4%程度の切り下げを含む一連の円借款の条件緩和措置を決定し，これにより円借款金利は昭和62年に引き続き2年連続の引き下げとなった。

一方，贈与を主たる援助形態ととらえる国際的認識，LLDCを中心とする贈与に対するニーズの高まりなどを踏まえ，「第4次中期目標」では贈与の拡充（無償資金協力と技術協力の拡充）を図ることを改めて明記するとともに，ほかの援助国に比べて援助全体に占める割合が低い技術協力については，研修員受入，専門家派遣のほか，留学生対策など，目下その積極的な拡充が図られている。

これに加えて，開発途上地域で発生した大規模災害などに対する緊急援助体制についても，昭和62年9月に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が公布・施行され，その実施体制が法律面でも整備されることとなった。

また，途上国では環境問題の深刻化に伴い，森林減少，砂漠化防止，酸性雨対策，野生動物の保護，都市環境の改善といった問題に関し，地球的規模での取り組みと国際的な協力の重要性が高まっているため，わが国もその重要性を認識し，従来からの協力に加えて，昭和63年6

月には関係省庁・機関の協力を得て，国際協力事業団に有識者より成る環境援助研究会を設置し，環境分野における援助の強化策の検討を行ってきている。

このように，わが国は「相互依存」と「人道的配慮」という援助の基本的理念の上に立ち，各分野においてさまざまな施策を展開しているが，わが国の援助は開始以来すでに30年を超え，援助の対象国も大きく広がり，新しい発想とより広い視野に立った援助が必要となっている。こうした観点から，最近は国別援助研究，被援助国との政策対話の強化，充実も図られており，わが国は，援助を通じて世界の安定と平和に貢献するためのさらに積極的な努力を続けている。

（注１）コロンボ・プラン……アジア地域諸国の経済社会開発を促進し，その生活水準を向上させることを目的とし，1950年コロンボで開かれたイギリス連邦外相会議で設立された協力機構。わが国の援助は，1954年（昭和29年）の同プラン加盟による東南アジア諸国に対する技術協力の実施と，同年賠償協定を締結したミャンマーへの賠償供与により開始された。